

# 個人事業者等に対する安全衛生対策について(各論③-2)

第165回安全衛生分科会資料

厚生労働省労働基準局 安全衛生部 Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

# 今後の検討の進め方

<u>論点 1</u> 危険有害作業に係る個人事業者等の災害を防止するため の対策①(個人事業者自身、注文者等による対策)

- 個人事業者等の業務上の災害の把握方法等
- 個人事業者自身による措置のあり方
- 注文者(発注者)による措置のあり方
- 発注者以外の災害リスクを生み出す者等による措置のあり方

安衛法上どのように「個人事業者等」 を位置付けるのか

## 【総論①】

労働安全衛生法上の「個人事業者等」 の範囲

## 【総論②】

労働安全衛生法で「個人事業者等」を保 護し、又は規制するに当たっての考え方

措置主体に応じて具体的内容 を検討してはどうか

## 【各論①】

個人事業者等自身 でコントロール可能な 災害リスクへの対策

# 【各論②】

個人事業者等自身 でコントロール不可能 な災害リスクへの対策

## 【各論③】

その他(【各論①】、【各論②】の実行性を高めるための取組等)

- (1) 災害報告制度
- (2) 申告、支援等

# 【各論③】その他(【各論①】、【各論②】の実行性を高めるための取組等)への対策

【業種・職種別団体等の活用等、各種情報の共有】《個人事業者等の安全衛生対策のあり方に関する検討会報告書(抄)》

○ ①安全衛生に関する事項についての発注者側との協議、②業務上の災害を防止するために必要な事項や健康管理についての情報提供や教育サービスの提供、③個人事業者等に対する健康診断やストレスチェック等に関する支援、④個人事業者等による業務上の災害の把握など、個人事業者等の安全衛生向上に資する取組に業種・職種別団体や仲介業者、個人事業者等が就業する地域の自治体などが関与するよう働きかけることにより取組を促進し、国がそのような取組を必要に応じて支援する。

※ 下線部については「個人事業者等の健康管理に関するガイドライン」(令和6年5月策定)にて対応

## 《論点》

- 安全衛生に関する事項についての個人事業者側と発注者側との協議について、どのような支援を行いうるか。またその際、どのような者に協議への関与を求めるべきか。
- 業務上の災害を防止するために必要な事項や健康管理についての情報提供、教育サービスの提供を 行う効果的な方法にはどのようなものが考えられるか。
- 各団体においても個人事業者等による業務上の災害の把握を促すにはどのような方法が考えられるか。

### 参考ー個人事業者等の健康管理に関するガイドライン(令和6年5月策定)

### 2 (国)

国は、本ガイドラインに基づく取組について、個人事業者等、注文者等のほか、団体等に対しても周知啓発するとともに、個人事業者等の健康管理を支援するための取組(個人事業者等の健康管理に活用できるツールの提供、 労災保険に特別加入している個人事業者等に対する産業保健総合支援センター及び地域産業保健センターによる支援、団体等に対する情報提供等)を行うこととし、これらの内容について厚生労働省ホームページ等で一覧的に掲載し、随時、更新していく。

# 業種・職種別団体等の活用等、各種情報の共有

論点

○ 安全衛生に関する事項についての個人事業者側と発注者側との協議の実施について、 どのような支援が考えられるか。また、どのような者に協議への関与を求めるべきか。

対応案

〇 協議を行うに当たっては、関係各所との情報や意見の交換が重要なことから、国が連絡会議等を開催することにより協議の場、機会を提供することとしてはどうか。また、協議の実施にあっては業種・職種別団体の他、仲介業者や個人事業者が就業する地域の自治体など、幅広く呼びかけることとしてはどうか。

論点

〇 業務上の災害を防止するために必要な事項や健康管理についての情報提供、教育 サービスの提供を行う効果的な方法にはどのようなものが考えられるか。

対応案

〇 既存の安全衛生に関するサイトの内容を充実させるほか、個人事業者等の安全衛生 に関するポータルサイトを設け、情報の利便性を高めることとしてはどうか。

# 業種・職種別団体等の活用等、各種情報の共有

## 協議会・連絡会議等の例

## 1 発注機関等連絡会議

- ・ 都道府県単位で設置するほか、必要に 応じて監督署や災害防止協会の分会、市 区町村等実態に合わせた単位で設置され る。
- 労働局(地区単位では監督署)を事務 局とし、国や地方公共団体の他、建設業 関係団体、建災防支部等が参画する。
- 発注機関や建設業関係団体それぞれに おける災害防止のための取り組みの紹介、 共有の他、それぞれが協力して行った取り組みについて協議を行う。

## 2 製造業安全対策官民協議会

- 国、中災防、民間企業等の参画の基、 設立された。
- 事業環境の変化の分析や共有、取り組みの評価・検討からその成果を全国に発信することにより、安全対策の強化を図っている。

## 個人事業者等の安全衛生に関するホームページ

### 個人事業者等の安全衛生対策について

### 概要等

労働安全衛生法は、「職場における労働者の安全と健康を確保する」 (同法第1条) ことを一義的な目的としてお り、これまで労働安全衛生行故は、労役関係の下での労働者の安全衛生の確保を目的として様々な施策を壊じてきた ことに加え、個人事業者等の安全衛生対策については、これまで関係省庁との連携の下、デリバリーザービスにお ける交通事故的に対策についての関連の警告の個別や野対策に取り組みできたところです。

一方、令和3年5月に出された石場作業従事者等による国家賠償請求訴訟の最高裁判決では、労働安全衛生法第2 2条の規定について、労働者と同じ場所で働く労働者以外の者も保護する趣旨であるとの判断がなされたことを露ま え、令和4年に請負人や同じ場所で作業を行う労働者以外の者に対しても労働者と同等の保護措置を甥じることを事 業者に養務付ける改正を行いました。

この省合改正について検討を行った労働政策需議会安全衛生分科会において、安備法部22条以外の規定について 労働者以外の者に対する保護措置をどうするべきかなどについて、別途検討することとされたほか、個人事業者、中 小企業事業主等についても業務上の災重が相当数発生している状況があることから、労働者以外の者も含めた業務上 の災害防止を図るため、学題経験者、労使関係者による検討会を開催し、個人事業者等に関する業務上の災害の実態 股東、実態を請まえ災害防止のために有効と考えられる安全衛生対策のあり方について検討を行い、検討会報告書を 取りまとめています。

#### ・個人事業者等に対する安全衛生対策のあり方に関する検討会

| 「個人事業者等に対する安全衛生対策のあり方に関する検討会 報告書」 [1.8MB] ロ

### 労働安全衛生規則等の一部改正(2023年4月~施行)

労働安全衛生規則等の改正で、危険有害作業を請け免わせる一人親方等や、同じ場所で作業を行う労働者以外の人 に対しても、労働者と同等の保護が限られるよう、労働安全衛生法第22条に規定する健康障害を防止するための指 測を実施することが事業者に義務付けられました。

#### 〇改正省令

- | 労働安全衛生規則等の一部を改正する省令(令和4年厚生労働省令第82号) [1.4MB] d
- 暦 労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令(令和5年厚生労働省令第38号) [38KB]
- M 有機溶剤中毒予防規則等の一部を改正する省令(令和5年度厚生労働省令第69号)[110KB]□

#### 〇廃止告示

№ 昭和47年労働省告示第123号(有機溶剤中患予防規則の規定により掲示すべき事項の内容及び掲示方法を定める等の件)を廃止する件(令和4年厚生労働省告示第113号) [29KB] □

#### 〇関係通達等

#### 労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の施行等について

- | 労働安全衛生規則等の一部を改正する省合の施行等について(令和4年4月15日付け基発0415第1号) [2.1M | B] ロ
- 「新 有機溶剤中毒予防規則等の一部を改正する省令の施行について(令和5年4月21日付け基発0421第1号) [70 KB] □

#### 労働安全衛生規則第592条の8等で定める有害性等の掲示内容について

労働安全衛生規則第592条の8等で定める有害性等の掲示内容について(令和5年3月29日付け基発0329第32

# 業種・職種別団体等の活用等、各種情報の共有



○ 各団体においても個人事業者等による<u>業務上の災害の把握を促すにはどのような方</u> <u>法</u>が考えられるか。

対応案

〇 各団体における個人事業者等の業務上の災害の把握については、<u>ガイドライン等で</u> <u>その実施が望ましいものとして促す</u>こととしてはどうか。

### 災害事例収集の例

### ◎TSC(厚生労働省認可 労働保険事務組合)

- ・団体の会員において実際に起きた事例等を収集し、データ ベース化している

当社の会員様で実際に起きた労災事例及び外部サイトから重計しました。 当社では労災申請手続き費用は一切かかりません。 お仕事中・運動中の事故やケガ等ございましたら、何なりとお申し付けくださいませ。

事例検索





### ◎一般社団法人 東北測量設定協会

・年度ごとの災害事例やヒヤリ・ハット事例を会員へのアンケートから収集し、報告書の形で公開している



労働災害件数は、今回の調査でも死亡事故は発生しませんでした。ヒヤリハット、物損事故は増加し、負傷 事故は17%の減少となりました。

※前回までのデータは昭和50年~令和4年3月までの累計割合(%)です。

# 【各論③】その他(【各論①】、【各論②】の実行性を高めるための取組等)への対策

【個人事業者等の特性を踏まえた対策の推進】《個人事業者等の安全衛生対策のあり方に関する検討会報告書(抄)》

○ 国は、個人事業者等を支援する団体等の活動に対し、情報提供等の支援を行うこととする。団体 ¦ 等がない業界については、業界団体等の形成を促すための取組を進めることとする。また、優良な ¦ 取組を行っている団体に対して、表彰などのインセンティブの付与について検討することとする。 ¦

## 《論点》

- 〇 個人事業者等を支援する団体等がない業界について、<u>業界団体等の形成を促すための取組として</u> どのようなものが考えられるか。
- 〇 個人事業者等を支援する業界団体に対して、<u>優良な取組を促進する観点からインセンティブの付</u> <u>与を行う場合</u>、表彰のほかに<u>どのようなものが考えられるか</u>。

論点

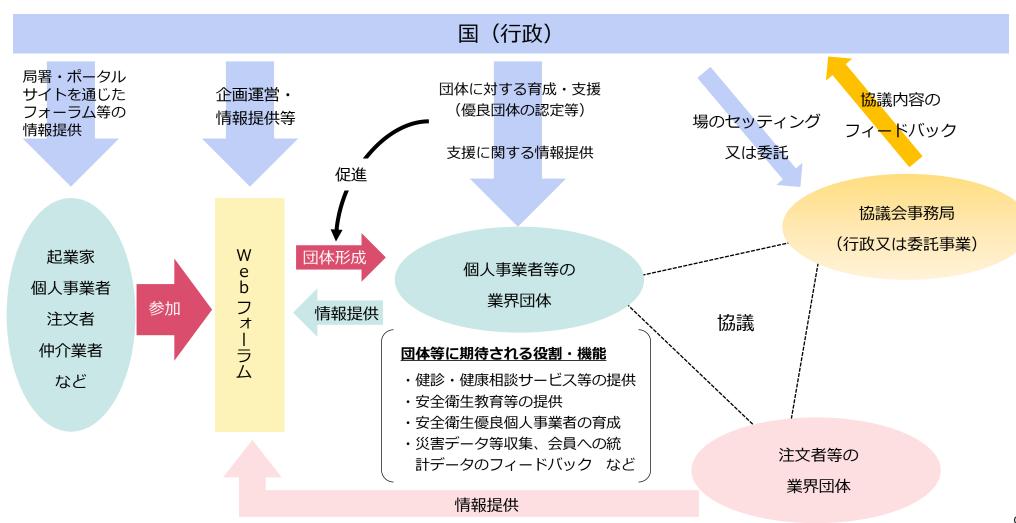
- 〇 個人事業者等を支援する団体等がない業界について、<u>業界団体等の形成を促すため</u> <u>の取組としてどのようなものが考えられるか</u>。
- 〇 <u>個人事業者等を支援する業界団体に対して</u>、優良な取組を促進する観点から<u>インセ</u> <u>ンティブの付与を行う場合</u>、表彰のほかに<u>どのようなものが考えられるか</u>。

対応案

○ 団体等がない業界については、<u>個人事業者等の支援に関するフォーラムの企画運営</u> <u>やその情報提供等</u>によって、参加者による主体的なコミュニティの形成を促進すると ともに、<u>国による認定</u>など、優良な取組を行っている団体に対しインセンティブを付 与すること等を通じて、<u>業界団体等の形成を促し、団体等による個人事業者等への支</u> 援を推進することとしてはどうか。

団体形成及び支援 のイメージ

個人事業者等の団体形成から形成後の協議会運営まで包括的に支援を行うことで、情報提供や教育等の災害防止に関する活動を行う団体の増加と個人事業者等の既存団体等への加入を推進するとともに、協議会を通じて政策課題を把握。



## 行政が開催するフォーラムの例

- <u>1 かながわクリーンアクティブ・オンライ</u> <u>ンフォーラム(神奈川県庁)</u>
  - ・ 河川、海岸、山や街中の清掃活動に多くの県民や企業が参加することで、地域に根付いたクリーン活動の輪を広げるためのオンラインフォーラム。
  - 各クリーン活動実施団体による取組紹介後、パネルディスカッションを実施。
- <u>2 産業保健フォーラム IN TOKYO 2023 (東</u> 京労働局)
  - ・ 事業者を始め産業医、衛生管理者等の 産業保健に携わる方々や人事担当者を対 象とした、労働者のこころと体の健康確 保に係る各種情報を提供する機会として のフォーラム。28回開催。
  - ・ 産業保健に関する講演と、産業医と弁 護士による**会場参加型トークセッション** を実施。

### インセンティブ付与の例

- <u>1 団体経由産業保健活動推進助成金(厚生労</u> <u>働省)</u>
  - 事業主団体等が傘下の中小企業等に対して、産業保健サービスを提供する費用等を助成する制度。
  - 一定の要件を満たす労災保険の特別加入 団体が加入者に対して産業保健サービスを 提供する場合も助成対象。
- <u>2 安全衛生優良企業公表制度(厚生労働省)</u>
  - 労働者の安全や健康を確保するための対策に積極的に取り組み、高い安全衛生水準を維持・改善しているとして、厚生労働省から認定を受けた企業を安全衛生優良企業として認定する制度。
  - 基準を満たした企業は、3年間の認定を 受けることができ、厚労省のHP上への掲載 やロゴマークの使用等のメリットが得られる。

## インセンティブ付与の例 (つづき)

## 3 健康経営優良法人認定制度

- 優良な健康経営を実践している法人を「見える化」することで、従業員や求職者、関係企業や金融機関などから社会的な評価を受けることができる環境を整備することを目的に、日本健康会議が認定する顕彰制度。
- 国の取組として補助金申請時に加点等の 優遇措置が受けられる、求人票にロゴマー クの利用が可能となるなどのインセンティ ブを付与している。

## 4 くるみんマーク、プラチナくるみんマーク

- ・ 次世代育成支援対策推進法に基づき、企業が一般事業主行動計画を策定し、計画に定めた目標を達成するなど、一定の基準を満たした場合、厚生労働大臣の認定(くるみん認定)を受けて付与されるマーク。
- プラチナくるみんマークは認定を受けた 企業がより高い水準の取り組みを行い、一 定の基準を満たした場合に付与。

## 5 ユースエール認定制度

- ・ 若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業を厚生労働大臣が認定する制度。
- ・ 認定を受けることで、ハローワークなど で重点的なPRを実施すること、自社商品等 に認定マークの使用が可能なこと、公共調 達における加点評価等がある。





# 【各論③】その他(【各論①】、【各論②】の実行性を高めるための取組等)への対策

## 【相談窓口】《個人事業者等の安全衛生対策のあり方に関する検討会報告書(抄)》

○ 業務の実施に伴う安全衛生の確保は、契約と表裏一体の側面があるため、個人事業者等の労働災害を防止するための相談窓口については、労働基準監督署だけでなく、既存の個人事業者等に対する相談窓口、業所管官庁などが連携して対応するような体制整備が必要であり、利用者がワンストップで利用できるよう、既存のチャンネルを活用し、効果的・効率的なものとする。

## 《論点》

- 個人事業者等の<u>業務上災害を防止するための相談窓口</u>について、ワンストップで利用できるよう にするためには、他のどのような相談窓口、業所管官庁と連携すべきか。
- 〇 既存の個人事業者等に対する相談窓口、業所管官庁との<u>連携について、どのような形が考えられるか。</u>

論点

- 〇 個人事業者等の<u>労働災害を防止するための相談窓口</u>について、ワンストップで利用 できるようにするためには、他のどのような相談窓口、業所管官庁と連携すべきか。
- O 既存の個人事業者等に対する相談窓口、業所管官庁との<u>連携について、どのような</u> 形が考えられるか。

対応案

- 労働局・労働基準監督署はもとより、独占禁止法や下請法の申告等がされる公正取引委員会や中小企業庁をはじめ、個人事業者等に対する各種相談等を実施している幅広い省庁や相談窓口と連携することとしてはどうか。
- 〇 連携する相談窓口や業所管官庁と<u>相談の内容に応じて相互に窓口を紹介</u>できるよう にするとともに、<u>連携先の窓口のリストをHPに掲載等</u>することとしてはどうか。

## 参考 個人事業者等を対象とした各種相談窓口

- 〇 フリーランス・トラブル110番(厚生労働省雇用環境・均等局)
- 文化芸術活動に関する法律相談窓口(文化庁)
- 〇 放送コンテンツ制作取引・法律相談ホットライン (総務省)
- 独占禁止法相談ネットワーク(公正取引委員会)
- 〇 下請かけこみ寺(中小企業庁)
- 〇 法テラス(法務省)
- Wor-Qフリーランスサポートクラブ フリーランスのための!弁護士相談サポート窓口(日本労働組合総連合会)
- 〇 ひまわりほっとダイヤル (日本弁護士連合会)

など

# 相談窓口

### 参考 フリーランス・トラブル110番(令和2年11月設置)

○ フリーランスと発注者等との取引上のトラブルなどについては、関係省庁(内閣官房・公正取引委員会・厚生労働省・中小企業庁)が連携して、フリーランスの方が弁護士にワンストップで相談できる窓口(フリーランス・トラブル110番)を設置。

### ▶ フリーランス・個人事業主の方へ!



フリーランス・トラブル110番は、原生労働者より第二東京弁護士会が受託して運営しています。

### ご相談の流れ



# 相談窓口

## 参考 HPに各種窓口を掲載している例 (文化庁HP)



#### 【法務全般】フリーランス・トラブル110番 ®

フリーランス、個人事業主で契約・仕事上のトラブルに悩んでいる人が弁護士に相談できます。 相談無料、秘密施守、匿名相談や対面・web相談も可能で、和解あっせん手続き費用は無料です。

#### ■こんな相談ができます■

- 報酬がはっきりしない、契約書を作ってくれない
- 暴言・暴力などのパワハラ行為、セクハラ行為の強要
- 報酬の一方的な減額や、報酬の未払い 等

#### 【法務全般】法テラス。

国によって設立された、法的トラブル解決のための総合案内所です。相談内容に応じた一般的な法制度や手続き、相談窓口をご案内し まま

また、経済的に余裕のない人に「無料法律相談」と「弁護士・司法書士費用等の立替え」をするなどしています。

#### ■こんな相談ができます

- 債務整理、貸付金回収などお金に関するご相談
- パワハラ、解雇などの労働に関するご相談
- 内容証明、調停申立などの法的手続きに関するご相談 等

#### 【放送分野】放送コンテンツ製作取引・法律相談ホットライン。

放送コンテンツの製作取引に関する個別具体的な問題を、弁護士に無料で相談できます。総務省委託事業です。

#### ■こんな相談ができます

- 放送コンテンツの製作取引に関する法令やガイドラインについての質問、下請取引における疑問点
- 書面の交付、取引価格の決定、著作権の帰属、取引内容の変更・やりなおし等、個々の取引に関するお悩み 等

#### 【独占禁止法】独占禁止法相談ネットワーク®

独占禁止法及び下講法に関する中小事業者のための相談窓口です。 公正取引委員会と、全国約2,300か所の商工会議所・商工会との連携により運営しています。

#### ■こんな相談ができます

- 取引に関係のない商品を購入させられた
- 発注を受けるときはいつも口頭 等

#### 【下請法】下請かけこみ寺の

下請取引の適正化を推進することを目的として、中小企業庁が、各都道府県の中小企業支援機関等(全国48箇所)に設置をしています。

中小企業の取引上の悩みや問題の解決に向けて、専門の相談員や弁護士がアドバイスを行います。

#### ■こんな相談ができます

- 代金の未払い・減額
- 知財やノウハウ関連のトラブル 等

### 食文化

文化観光

★ 食文化推進本部・文化観光推 進本部

# 【各論③】その他(【各論①】、【各論②】の実行性を高めるための取組等)への対策

## 【個人事業者等による労働基準監督署等への申告について】

《個人事業者等の安全衛生対策のあり方に関する検討会報告書(抄)》

- 個人事業者等が就業する場所や請け負った作業に関し、労働安全衛生関係法令に違反する事実がある場合については、都道府県労働局長、労働基準監督署長又は労働基準監督官に対して申告して是正のため必要な措置をとるように求めることができることとする。
- 事業者等は、個人事業者等が申告をしたことを理由として不利益取扱いを行ってはならないことと とする。

## 《論点》

- 〇 個人事業者等は<u>どのような場合に都道府県労働局長、労働基準監督署長又は労働基準監督官(以下、「労働基準監督署等」という。)に対して申告することができることとすべきか</u>。
- 〇 個人事業者等が労働基準監督署等に対して<u>申告したことを理由とする不利益取扱い</u>について、個人事業者等を保護する観点から労働安全衛生関係法令上措置が義務付けられている者(事業者、注文者など、以下「事業者等」という。)と<u>個人事業者等との関係は、通常の労使関係とは異なる</u>ため、どのような行為を不利益取扱いとして取り扱うべきか。
- 〇 不利益取扱いを行った事業者等に対する<u>罰則についてどのように考えるべきか</u>。

論点

〇 個人事業者等は<u>どのような場合に都道府県労働局長、労働基準監督署長又は労働基準監督官(以下、「労働基準監督署等」という。)に対して申告することができることすべきか。</u>

対応案

〇 労働者の場合とは異なり、<u>個人事業者等を保護する観点から事業者等に措置の実施が義務付けられているのは、一定の場合に限られる</u>ため、労働基準監督署等に対して 申告ができることとするのは、そのような場合に限ることとし、具体的な対象条文に ついては、通達等で明確にすることとしてはどうか。

### 参照条文一労働安全衛生法(申告等)

(労働者の申告)

- 第 97 条 労働者は、<u>事業場にこの法律又はこれに基づく命令の規定に違反する事実があるとき</u>は、<u>その事実を都道府県労働局長、労働基準監督署長又は労働基準監督官に申告</u>して是正のため適当な措置をとるように求めることができる。
  - 2 事業者は、前項の申告をしたことを理由として、労働者に対し、解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

## 個人事業者等の申告対象となると考えられる主な事項

- ※ 以下の措置には新設を検討中の事項も含むほか、既存の措置についても精査が必要である点に留意
- <u>1 事業者による危害防止措置等に関するもの</u>
  - 最高裁判決を踏まえた省令改正により、法第22条等に基づき、事業者に対して新たに義務付けられた措置(保護具の使用に関する周知や危険箇所への立入禁止など)に関すること
- 2 元方事業者、注文者等の講ずべき措置に関するもの
  - 法第 15 条等に基づく統括安全衛生責任者等の選任に関すること
  - 法第 29 条に基づく元方事業者による指導、指示に関すること
  - 法第30条等に基づく混在作業現場における統括管理に関すること
  - 業種(仕事)をまたがる混在作業場所における連絡調整等に関すること【新設予定】
  - 法第 31 条に基づく特定事業の仕事を自ら行う注文者の講ずべき措置に関すること
  - ・ 法第 31 条の2に基づく化学設備の改造等の作業に係る注文者が講ずべき措置に関すること
  - ・ 法第 31 条の3に基づく建設業の特定作業を自ら行う発注者等が講ずべき措置に関すること
- 3 発注者以外の災害原因となるリスクを生む出す者等に関するもの
  - 法第 33 条に基づく機械等貸与者等の講ずべき措置等に関すること
  - ・ 法第 34 条に基づく建築物貸与者の講ずべき措置に関すること
- 4 災害報告に関するもの
  - 災害報告の主体となる者による監督署への報告に関すること
  - 個人事業者(被災者)が報告主体に報告を行ったことを理由とする不利益取扱いに関すること

論点

〇 個人事業者等が労働基準監督署等に対して<u>申告したことを理由とする不利益取扱い</u>について、個人事業者等を保護する観点から労働安全衛生関係法令上措置が義務付けられている者(事業者、注文者など、以下「事業者等」という。)と<u>個人事業者等との関係は、通常の労使関係とは異なる</u>ため、<u>どのような行為を不利益取扱いとして取り扱うべきか</u>。

対応案

○ 事業者等は、個人事業者等に対して仕事を請負わせる注文者である場合のほか、事業者、機械等や建設物の貸与者である場合があり得るため、不利益取扱いに該当する具体例について、代表的なものを法令で明示するとともに、それぞれの立場において想定される不利益取扱いの全体像を通達等で例示することとしてはどうか。

## 参照条文一特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律(不利益取扱いの禁止)

(申出等)

- 第6条 業務委託事業者から業務委託を受ける特定受託事業者は、この章の規定に違反する事実がある場合には、 公正取引委員会又は中小企業庁長官に対し、その旨を申し出て、適当な措置をとるべきことを求めることができる。
- 2 公正取引委員会又は中小企業庁長官は、前項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その申出の内容が事実であると認めるときは、この法律に基づく措置その他適当な措置をとらなければならない。
- 3 業務委託事業者は、特定受託事業者が<u>第1項の規定による申出をしたことを理由として、当該特定受託事業者に</u>対し、取引の数量の削減、取引の停止その他の不利益な取扱いをしてはならない。

論点

○ 不利益取扱いを行った事業者等に対する<u>罰則についてどのように考えるか</u>。

対応案

〇 不利益の範囲は、労働者の場合と必ずしも一致するものではないが、個人事業者等は事業者等から仕事の注文を受けて事業を行うという「事業者的側面」だけではなく、受注した仕事に係る作業を自らが行うという「作業者的側面」も有することから、<u>申告制度の実効性を確保する観点からは労働者の場合に事業者に課されるものと同等の</u>ものとしてはどうか。

### 参照条文一労働安全衛生法 (申告等)

(労働者の申告)

- 第 97 条 労働者は、事業場にこの法律又はこれに基づく命令の規定に違反する事実があるときは、その事実を都道府県労働 局長、労働基準監督署長又は労働基準監督官に申告して是正のため適当な措置をとるように求めることができる。
- 2 事業者は、前項の申告をしたことを理由として、労働者に対し、解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

### 参照条文一労働安全衛生法 (罰則)

- 第 119 条 次の各号のいずれかに該当する者は、<u>6月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金</u>に処する。
  - 第 14 条、第 20 条から第 25 条まで、第 25 条の2第1項、第 30 条の3第1項若しくは第4項、第 31条第1項、 第 31 条の2、第 33 条第1項若しくは第2項、第 34 条、第 35 条、第 38 条第1項、第 40 条第1項、第 42 条、 第 43 条、第 44 条第6項、第 44 条の2第7項、第 56 条第3項若しくは第4項、第57条の4第5項、第 57 条の5 第5項、第 59 条第3項、第 61 条第1項、第 65 条第1項、第 65 条の4、第 68 条、第 89 条第5項(第 89 条の 2第2項において準用する場合を含む。)、<u>第 97 条第2項</u>、第 105条又は第 108 条の2第4項<u>の規定に違反した者</u> (以下略)

# 【参考】「建設業等以外の業種の混在作業場所における連絡調整」について

## 【IL0第155号条約との関係】

- 〇 IL0第155号条約(職業上の安全及び健康並びに作業環境に関する条約:日本未批准) 第17条においては、以下のとおり業種を問わない形での同一作業場における混在作業実 施時の各事業者の協力義務が規定されている。
- ※ILO第155号条約 第17条(仮訳) - 以上の企業が同一の作業場において同時に活動に従事する場合に

二以上の企業が同一の作業場において同時に活動に従事する場合には、これらの企業は、この条約の要件を適用するに当たつて協力する。

〇 第163回安全衛生分科会(令和6年6月17日)においてご議論いただいた「建設業等以外の業種の混在作業場所における連絡調整」については、上記とも関連するものであり、検討会報告書や分科会での議論を踏まえ、条約批准に向けた対応を検討していくこととしたい。

## 【参考】IL0基本条約及びIL0第155号条約について

- 〇 1998年の第86回IL0総会で採択された「労働における基本的な原則及び権利に関するIL0宣言」において、全てのIL0加盟国は、労働者の基本的権利に関する4つの原則(結社の自由等)について、尊重等すべきものとされた。当該4つの原則を具体化した8つのIL0条約がIL0基本条約(中核的労働基準)と呼ばれてきた。
- 〇 2022年の第110回IL0総会で、労働安全衛生を新たに労働者の基本的権利に関する原則に含め、 IL0基本条約に2つのIL0条約を追加することが決定された。
- 〇 上記追加を受けて、現在、労働者の基本的権利に関する原則は5つ、ILO基本条約は10条約であり、その中で安全衛生関係の条約は、ILO第155号条約及びILO第187号条約(職業上の安全及び健康を促進するための枠組みに関する条約:批准済み)となっている。
- IL0第155号条約については、1981年の第67回IL0総会で採択され、2024年6月現在の批准国は82カ国となっている。当該条約では、就業に関連した事故及び健康障害を防止することを目的として、職業上の安全及び健康並びに作業環境について加盟国が一貫した政策を策定するとともに、その実施のために国の段階及び企業の段階において必要な措置がとられるべき旨を規定したものであり、原則としてすべての労働者について適用することとされている。